

根拠法令

〔消設五九六〕

○消防法施行令

(通則)

開口部のない耐火構造の床又は壁で区画した場合の取扱い
耐火構造

複合用途対象物の取扱い

(消火器具に関する基準)
設置対象物

第八条 防火対象物が開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

第九条 別表第一(一)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項(一)項から(三)項までを除く。の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、この節(第十二条第一項第二号及び第七号から第九号まで、第二十一条第一項第三号、第六号の二、第八号及び第十二号、第二十一条の二第一項第四号、第二十二条第一項第六号及び第七号、第二十四条第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号、第二十五条第一項第五号並びに第二十六条を除く。)の規定の適用については、当該用途に供される一の防火対象物とみなす。

第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

- 一 別表第一(一)項イ、(二)項、(六)項、(七)項及び(三)項に掲げる防火対象物
- 二 別表第一(一)項ロ、(三)項から(六)項まで、(九)項及び(十)項から(十四)項までに掲げる防火対象物で、延

消火器・簡易消火用具

△根拠法令▽

消防法施行令

八五

二 総務省令―規則五条の

設置方法

十 総務省令―規則六条の
十一 総務省令で定める地階
―規則十一条

消火器・消火器具の設

べ面積が百五十平方メートル以上のもの

三 別表第一(七)項、(八)項、(十)項及び(十二)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

四 前三号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、少量危険物(危険物のうち、危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第一条の十一に規定する指定数量の五分の一以上で指定数量未満のものをいう。)又は指定可燃物(同令別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。)を貯蔵し、又は取り扱うもの

五 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる建築物の地階(地下建築物にあつては、その各階をいう。以下同じ。)、無窓階(建築物の地上階のうち、総務省令で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。以下同じ。)又は三階以上の階で、床面積が五十平方メートル以上のもの

2 前項に規定するもののほか、消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる防火対象物又はその部分には、防火対象物の用途、構造若しくは規模又は消火器具の種類若しくは性能に応じ、総務省令で定めるところにより、別表第二においてその消火に適應するものとされる消火器具を設置すること。ただし、二酸化炭素又はハロゲン化合物(総務省令で定めるものを除く。)を放射する消火器は、別表第一(十二)項及び(十三)項に掲げる防火対象物並びに総務省令で定める地階、無窓階その他の場所に設置してはならない。

二 消火器具は、通行又は避難に支障がなく、かつ、使用に際して容易に持ち出すことができる箇所に設置すること。

3 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧

通 達

法令改正通知等リスト 消火器・簡易消火用具

| 改 正 通 知 | 法令編の参照箇所 |
|---|-----------------|
| 昭50消防安49号 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について 【改正事項】○特例基準 等 | 3 巻 1 章 6 節二 |
| 昭50消防安 190 号 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の細則について 【改正事項】○二方向避難及び開放型住戸等について ○階数の算定方法について 等 | 3 巻 1 章 6 節二 |
| 昭61消防予 170 号 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について 【改正事項】○適用範囲 ○用語の意義等 ○消防用設備等の特例 等 | 3 巻 1 章 6 節二 |
| 平 2 消防予57号 指定可燃物の指定等に伴う消防用設備等に関する技術上の基準に係る消防法令の運用について 【改正事項】○危険物施設でなくなったものについて 等 | 4 巻 1 章 6 節二 |
| 平 7 消防予 220 号 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について 【改正事項】○特例基準の見直しの基本的な考え方 等 | 4 巻 1 章 6 節二 |
| 平 8 消防予 145 号 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目について 【改正事項】○共用部分の壁及び天井の仕上げについて ○消防用設備等の特例等について 等 | 4 巻 1 章 6 節二 |

第二節 規格省令

○消火器の技術上の規格を定める省令

〔昭和三十九年九月十七日
自治省令第二十七号〕

改正

昭和四四年一〇月三日 自治省令第二十九号
 昭和四八年一〇月一七日 自治省令第二八号
 昭和五六年一〇月三〇日 自治省令第二七号
 昭和五七年一月一五日 自治省令第二四号
 昭和六二年三月一八日 自治省令第七号
 平成元年二月二〇日 自治省令第三号
 平成五年二月二四日 自治省令第七号
 平成一〇年九月二九日 自治省令第三六号
 平成一二年九月一四日 自治省令第四号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項の規定に基づき、消火器の技術上の規格を定める省令を次のように定める。

消火器の技術上の規格を定める省令

目次

基本法令 八規格省令V 消火器の技術上の規格を定める省令

| | |
|--|--------|
| 第一章 総則（第一条・第一条の二） | 五六〇一 |
| 第二章 住宅用消火器以外の消火器（第二条―第三十八条） | 五六〇一の三 |
| 第三章 住宅用消火器（第三十九条―第四十五条） | 五六一二 |
| 第四章 交換式消火器（第四十六条―第五十二条） | 五六一三の三 |
| 第五章 雑則（第五十三条） | 五六一五 |
| 附則 | 五六一五 |
| 第一章 総則 | |
| 章名：追加〔平成五年二月自治令七号〕 | |
| （趣旨） | |
| 第一条 この省令は、消火器の技術上の規格を定めるものとする。 | |
| （用語の意義） | |
| 第一条の二 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 | |
| 一 消火器 水その他消火剤（以下「消火剤」という。）を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（収納容器（ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であつて、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。以下同じ。）に結合させる | |



本様式……第改正〔平成16年5月消防告示19号〕

様式一

シヨウボウチチヨウアンロク 登録認定機関名 シムナト

本様式……第改正〔平成16年5月消防告示19号〕

附 則 〔平成一六年五月三一日消防庁告示第一九号〕

- 1 この告示は、平成十六年六月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に存する改正前の消防法施行規則第三十一条の四第三項の表示の様式を定める件様式一及び様式二の表示は、当分の間、これを使用することができる。

第三節の二 消防設備検査、点検関係告示

○消防法施行規則第三十一条の四第三項の規定に基づく表示の様式

〔平成十二年十二月二十二日〕
〔消防庁告示第十九号〕

改正 平成一六年 五月三一日 消防庁告示第一九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の四第三項の規定に基づき、同項の表示の様式を次のように定め、平成十三年一月一日より施行する。

消防法施行規則第三十一条の四第三項の表示は様式一によるものとする。ただし、様式一により表示することが困難な場合には、様式二によることができる。

様式一

基本法令 ハ 消防設備検査、点検関係告示 V

消防法施行規則第三十一条の四第三項の規定に基づく表示の様式

45 第一二次改正

〔平成十三年七月四日 法律第九十八号〕

〔新〕

第九条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、ころ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱その他火の使用に關し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

第十一条の四 (略)

② 前項の場合において、別表の品名欄に掲げる物品のうち同表第一類の項第十一号、第二類の項第八号、第三類の項第十二号、第五類の項十一号又は第六類の項第五号の危険物は、当該物品に含有されている当該品名欄の物品が異なるときは、それぞれ異なる品名の危険物とみなす。

③ (略)

〔旧〕

第九条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、ころ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱その他火の使用に關し火災の予防のために必要な事項は、市町村条例でこれを定める。

第十一条の四 (略)

② 前項の場合において、別表の品名欄に掲げる物品のうち同表第一類の項第十一号、第二類の項第八号、第三類の項第十二号、第五類の項第九号又は第六類の項第五号の危険物は、当該物品に含有されている当該品名欄の物品が異なるときは、それぞれ異なる品名の危険物とみなす。

③ (略)